

苫小牧市商店街の活性化に関する条例をここに公布する。

平成24年6月29日

苫小牧市長 岩 倉 博 文

苫小牧市条例第29号

苫小牧市商店街の活性化に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、商店街が地域のにぎわいと交流の場の創出に果たす役割の重要性に鑑み、商店街の活性化に関し、基本理念を定め、事業者、商店会、連合会、経済団体及び市の責務を明らかにすることにより、商店街の活性化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 商店街 小売業、サービス業等が集積している地域をいう。
- (2) 事業者 商店街において事業を営む者をいう。
- (3) 商店会 商店街振興組合、事業協同組合のうち商店街を事業区域とするものその他同一の商店街において事業者により組織された団体をいう。
- (4) 連合会 商店街振興組合連合会をいう。
- (5) 経済団体 商工会議所その他地域経済の振興に関する活動を行う団体をいう。
- (6) 大型店 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）に規定する大

規模小売店舗をいう。

(基本理念)

第3条 商店街の活性化は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 事業者、商店会及び連合会が、創意工夫と自助努力により、商店街の活性化の主導的な役割を担うこと。
- (2) 事業者、商店会、連合会、経済団体及び市が、相互に連携するとともに、大型店及び市民の協力のもとに推進すること。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、基本理念にのっとり、魅力ある個店づくりが商店街の活性化に必要であることを認識するとともに、商店街を構成する一員として次に掲げる事項を行うよう努めるものとする。

- (1) 商店会に加入すること。
- (2) 商店街の活性化に関する取組に対し、応分の負担をし、当該取組に協力すること。

(商店会の責務)

第5条 商店会は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を行うよう努めるものとする。

- (1) 商店街の活性化に関する取組を企画し、実施すること。
- (2) 商店街の活性化に関する情報の収集及び提供をすること。
- (3) 地域のにぎわいと交流の場を提供すること。
- (4) 快適に買い物をすることができる環境の整備を図ること。
- (5) 商店会への加入を促進し、その組織の基盤強化を図ること。

(連合会の責務)

第6条 連合会は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を行うよう努めるものとする。

- (1) 商店街の活性化に関する情報の収集及び提供、商店会の育成に関する調査及び研究、商店会が抱える課題の解決等を行うこと。
- (2) 商店会が前条第5号の事項を行うときは、当該商店会に対し、指導及び支援を行うこと。
- (3) 事業者が新たな商店会を設立するときは、当該事業者に対し、必要な支援を行うこと。

(経済団体の責務)

第7条 経済団体は、基本理念にのっとり、事業者、商店会及び連合会に対する経営の指導、商店街の活性化に関する情報の収集及び提供に努めるものとする。

(市の責務)

第8条 市は、基本理念にのっとり、商店街の活性化に必要な施策の実施に努めるものとする。

(大型店の協力)

第9条 大型店は、地域社会を構成する一員として、自らの社会的影響を認識し、商店会及び連合会が行う商店街の活性化への取組に協力するよう努めるものとする。

(市民の協力)

第10条 市民は、商店街の活性化への取組が市民生活の向上に寄与することを認識し、その取組に協力するよう努めるものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年9月1日から施行する。